

所得基準に相当する目安年収（例）		11万8,800円の支給 （月額9900円） の対象	39万6,000円の支給 （月額33,000円） の対象
	子の数		
両親共働きの場合	子1人（高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円
	子3人（大学生・高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1090万円	～約740万円
		11万8,800円の支給 （月額9900円） の対象	39万6,000円の支給 （月額33,000円） の対象
	子の数		
両親のうち一方が働いている場合	子1人（高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	～約910万円	～約590万円
	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約910万円	～約590万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
	子3人（大学生・高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする。
 ※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算している。
 ※配偶者控除対象となっている場合、一方が働いている場合とみなす。